

制限利率に関する省令

- ・カンボジア王国の憲法
- ・カンボジアの王国政府の設置に関する 2008 年 9 月 25 日付け勅許第 NS/RKT/0908/1055 号
- ・司法省の設置に関する法律を公布する 1996 年 1 月 24 日付け勅許第 NS/RKM/0196/04 号
- ・司法省の組織及び権能に関する 2007 年 5 月 11 日付け政令第 47 NAKR.BK 号
- ・民法を公布する 2007 年 12 月 8 日付け勅許第 NS/RKM/1207/030 号
- ・民法の適用に関する法律を公布する 2011 年 5 月 31 日付け勅許第 NS/RKM/0511/007 号を
理解し、この省令を定める。

第 1 条

民法の適用に関する法律第 17 条（制限利息等）第 1 項に規定された制限利率は、年 18%以下とする。

第 2 条

民法の適用に関する法律第 17 条（制限利息等）第 3 項に規定された金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定における利率は、第 1 条で決定される利率の 1.5 倍以下とする。

第 3 条

本省令は、署名日から有効とする。

プノンペンにて、2011 年 12 月 21 日
アン・ボン・ワッタナ司法大臣署名